

浄化槽を設置する場合の届出について

浄化槽法第5条第1項の規定に基づき、浄化槽を設置しようとする方は浄化槽を設置する前に浄化槽設置届出書を四日市市上下水道局生活排水課へ提出してください。

1. 届出が必要な行為

- (ア) 10平方メートル以下の建築物の増改築に伴い、浄化槽を設置するとき。
- (イ) 汲み取り便所を水洗便所に改造し、浄化槽を設置するとき。
- (ウ) すでに設置している浄化槽を撤去し、新たに設置するとき。

なお、建築確認を必要とする場合は、建築確認申請書とともに浄化槽調書を作成し、建築確認の受付機関へ提出してください。

2. 届出に必要な書類

ア 浄化槽設置届出書（別記様式第1号）

イ 添付書類

① 浄化槽法定検査受付書

浄化槽法第7条に規定する検査について指定検査機関に検査依頼を行ったことを証する書類。

② 構造図

浄化槽の平面図、断面図、その他必要に応じて詳細図を図示して下さい。

③ 仕様書

浄化槽の容量及び寸法、材料・材質及び機械設備の仕様などを明記して下さい。

④ 処理工程図

⑤ 建築物の各階平面図

延べ床面積の算定根拠（計算式）と各室の用途を記載してください。
同一敷地内に別の建物がある場合はその建物の各階平面図も添付してください。
平面図から延べ床面積が計算できない場合は求積図を添付してください。

⑥ 配置図

敷地内の全建築物（倉庫や車庫等も含む）、浄化槽及び放流経路を明示してください。
倉庫や車庫等は床面積の計算ができるよう、寸法を明示してください。
隣地や道路との境界線及び境界線の名称を明示してください（隣地境界線や道路境界線など）

⑦ 付近の見取図

⑧ 認定書の写し

浄化槽を工場において製造している場合には、浄化槽法第13条の認定書の写し。ただし、浄化槽法第16条による更新を受けたものは、その認定書の写し。

⑨ 浄化槽処理対象人員算定書

届出書に記載した場合は省略できます。

⑩ 排水に係る地元説明報告書

法的に提出は義務付けられていませんが、設置後の近隣トラブルを防止するため、あらかじめ地元と協議を行っていただくようお願いします。

⑪ その他市が必要と認める書類

- ・ 道路や河川等を使用する場合はその許可証の写し
（例：道路占用許可書、河川放流の確認書等）
- ・ 都市下水路以外の排水施設の管理者又は権利者と事前に協議を行った場合にはその協議結果の報告書
- ・ 農業用水路などの水利権者と事前に協議を行った場合にはその協議結果の報告書

3. 届出の提出方法等

① 提出方法

直接もしくは郵送

② 提出先

四日市市上下水道局管理部生活排水課

住所：三重県四日市市堀木一丁目 3 番 18 号（〒510-0076）

電話：059-354-8402、FAX：059-354-8375

E-mail：seikatsuhaisui@city.yokkaichi.mie.jp

③ 提出期日

浄化槽工事に着手する 22 日前

（ただし型式認定を受けた浄化槽については、11 日前）

④ 提出部数

3 部（うち 1 部は受付印を押して届出者に返戻します）

4. 届出後の流れ

浄化槽設置届出書の提出



設置工事

設置工事は、三重県へ登録・届出をしている資格のある業者に依頼してください。



保守点検及び清掃の契約

使用開始の直前に第 1 回目の保守点検を行ってください。保守点検作業は、四日市市上下水道局の登録を受けた保守点検業者に委託することができます。

清掃は四日市市の許可を受けた清掃業者に委託することができます。



使用開始報告

使用開始後 30 日以内に使用開始報告書を四日市市上下水道局生活排水課へ提出してください。その際に、保守点検及び清掃の契約書の写しを添付してください。



設置後の水質検査

使用開始後 3 か月を経過した日から 5 か月以内に、法定検査(浄化槽法第 7 条検査)を受けてください。(依頼先：一般財団法人三重県水質検査センター)



保守点検・清掃・法定検査

登録業者による保守点検、許可業者による清掃を定期的に行い、毎年 1 回法定検査(浄化槽法第 11 条検査)を受けてください。

5. 届出書様式及び記入例

浄化槽設置届出書（別記様式第1号）は別紙のとおりです。

なお、四日市市上下水道局のホームページからもダウンロードできます。

(http://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/01_guide/index03-1.html)

【記入に当たっての留意点】

- (1) 浄化槽の処理対象人員は、「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」により算定してください。
- (2) 届出書受理後 21 日間（型式認定を受けた浄化槽については、10 日間）は審査期間ですので、着工できるのはそれ以降になります。
- (3) 浄化槽設置届出書は押印不要です。

【記入例】

浄化槽設置届出書

令和5年8月1日

四日市市上下水道事業管理者 宛

設置者の住所 四日市市堀木一丁目3番18号
氏名 四日市 太郎
電話番号 059-354-8402

浄化槽を設置したいので、浄化槽法第5条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 設置場所の地名地番	四日市市堀木一丁目3番18号		
2 種類	①浄化槽法に基づく型式認定浄化槽 (名称 ○○浄化槽×× 認定番号 ○-△-×) ②その他		
3 処理の対象	①し尿のみ ②し尿及び雑排水		
4 当該浄化槽において処理するし尿等を排出する建築物の用途及び延べ面積	住居	100m ²	
5 処理対象人員及び算定根拠	5人 延べ床面積 A ≤ 130m ²		
6 処理能力	イ 日平均汚水量	1.0 m ³ /日	
	ロ 生物化学的酸素要求量の除去率	90 %	
	ハ 放流水の生物化学的酸素要求量	20 mg/L	
7 放流先又は放流方法	①側溝 ②河川 ③湖沼 ④海域 ⑤地下浸透 ⑥その他()		
8 工事を行う予定の浄化槽工事業者の氏名又は名称及び登録番号	氏名又は名称 ○△株式会社	登録番号 三重県知事(届○)第△-○号	
9 着工予定年月日	令和5年 8月12日	10 使用開始 予定年月日	令和5年 9月6日
11 付近の見取図	別紙参照		
12 その他特記すべき事項			

行政庁記入欄

(注意)

- 2欄、3欄及び7欄は、該当する事項を○で囲むこと。
- 11欄は、設置位置、放流経路、放流先、方位、道路及び目標となる地物を明示すること。
- 12欄は、処理対象人員と使用予定人員が当面異なる場合にその使用予定人員を記入すること。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。